

きらら福祉用具事業所竿燈通り 運営規程

【指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売】

第1条（事業目的）

株式会社 きららホールディングス（以下「事業者」という）が開設する『きらら福祉用具事業所竿燈通り』（以下「事業所」という）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者（以下「利用者」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- （1）特定福祉用具の販売の提供にあたって、事業所の専門相談員は、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付、調整等を行い、特定福祉用具を販売する事により、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る事を目的とする。
- （2）事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 きらら福祉用具事業所竿燈通り
- （2） 所在地 秋田市大町1丁目5番9号 朝日プラザ秋田中央102号室

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）**管理者 1名（常勤職員、福祉用具専門相談員と兼務）**
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたるものとする。
- （2）**専門相談員 2名（常勤2名）**
専門相談員は、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成を行い指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。ただし12月31日から1月3日は除く。
 - （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 但し、上記以外の曜日、時間以外も相談に応じ対応する。

第6条（指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び料金）

指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 専門相談員は特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)を作成し、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、料金等に関する情報等を説明し、利用者またはその家族の同意を得るものとする。
- (2) 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。
- (3) 専門相談員は利用者の状態に応じ、納品時に特定福祉用具の調整等を行い、使用方法や使用上の留意事項等を記載した文書や販売納品書を交付し、十分な説明を行った上で使用方法の指導を行う。
- (4) 取り扱う種目は以下のとおりとし、品名ごとの販売費用の額は、目録に記載しておくものとする(パンフレット添付)。
 - ①腰掛便座
 - ②自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ③入浴補助用具
 - ④簡易浴槽
 - ⑤移動用リフトのつり具部分
 - ⑥固定用スロープ（可搬型のものは除く）
 - ⑦歩行器（車輪・キャスターがついている歩行車は除く）
 - ⑧歩行補助つえ（松葉杖は除く）
- (5) 指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた時は、特定福祉用具の品名、販売日、並びに料金を記載した領収書を利用者等に交付することとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

秋田市 由利本荘市 大仙市 湯上市 男鹿市 八郎潟町 五城目町 井川町 三種町 美郷町 湯沢市

第8条（特定福祉用具の保管）

衛生的な管理をしている特定福祉用具を提供するとともに、従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うこととする。

第9条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、本事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。

第11条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第10条（緊急時等における対応方法）

事業所はサービスの提供を実施している時に、利用者の身体状況が急変した場合、その他緊急な対応が必要となった場合は、速やかに主治医及び居宅介護支援事業者に連絡を取る等、必要な措置を講じその内容を記録して、その完結の日から2年間保存する。

第11条（非常災害対策）

- （1） 従事者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- （2） 管理者は、防火管理者を選任するものとする。
- （3） 防火管理者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとする。
- （4） 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を作成するものとし、事業所はこの計画に基づき、年2回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

第12条（事故発生時の対応および事故発生の防止）

- （1） 利用者に対する本事業の提供により事故が発生した場合には、事業者は速やかに県、保険者、利用者の家族、利用者に関する機関等に連絡を行う等の必要な措置を講ずる。
- （2） 事業所は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じその内容を記録して、その完結の日から2年間保存する。
- （3） 事業者は、利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第13条（苦情・ハラスメント対応）

- （1） 利用者は、提供されたサービスに苦情・ハラスメントがある場合には、事業所、介護支援専門員、保険者、又は国民健康保険団体連合会等に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来る。
- （2） 事業所は、苦情・ハラスメント対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情・ハラスメントの申し立て、又は相談があった場合には迅速且つ誠実に必要な対応を行うとともに、その苦情又は相談の内容等を記録保管し、その完結の日から2年間保存する。
- （3） 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第14条（秘密保持）

- （1） 従業者は、正当な理由無くその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- （2） サービス担当者会議等において、利用者または利用者の家族の個人情報を用いる場合には同意をあらかじめ文書により得る。
- （3） 事業者は、事業所従業者であった者にその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用時に取り決める。
- （4） お客様向け発行紙やブログ等に写真を掲載させていただくことがあり、掲載に関しては、事前に利用者やその家族に対し、意向を確認し同意を得るものとする。

第15条（損害賠償）

事業所は、利用者に対する本事業の提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、利用者の故意または過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を酌み、相当と認められる場合、賠償責任を減じることができるものとする。

第16条（身体拘束の禁止ならびに虐待防止）

- （1）事業者は、本事業の提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、各種身体を拘束するために用いられるものの使用は、禁止するものとする。
 - （2）事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止のために、窓口の責任者ならびに体制の整備を行うとともに、必要に応じて公的機関等の連携を取り、虐待防止に努める。
 - （3）事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
 - （4）前項の緊急やむをえない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - 一 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及び可能性が著しく高いこと。
 - 二 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
 - 三 身体拘束等が一時的なものであること。
 - （5）事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- 6 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催し、その結果を従業員に周知徹底を図ること。
 - 二 虐待の防止のための従業員に対する研修を定期的を実施すること。
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置。
 - 四 前三項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
 - 五 虐待防止のための指針を整備すること。
- 7 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

第17条（その他運営に関する留意点）

その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- （1）事業所は、従事者の資質の向上を図るための研修を次のとおり実施する。
 - ① 採用時研修 定められた内容の研修を採用後3カ月以内に実施する。
 - ② 採用後研修 採用時研修終了翌年から年間研修を毎年継続して実施する。
- （2）その他、運営に関する事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて決める。
- （3）事業所は、全ての福祉用具従業者（介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第18条（業務継続計画の策定等）

- （1）事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する本事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
実施するものとする。

一 業務継続研修及び訓練（感染症） 年1回

二 業務継続研修及び訓練（非常災害） 年1回

(3) 事業者は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第19条（衛生管理）

事業者は、感染症及び食中毒の予防まん延防止を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 感染防止に関する対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ることとする。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

三 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施すること。

付 則 この運営規程は、平成27年9月29日から実施するものとする。

この運営規程は、平成28年11月1日から施行するものとする。

平成28年11月24日一部改訂

この運営規程は、令和1年11月11日から施行するものとする。

この運営規程は、令和3年5月27日から施行するものとする。

この運営規程は、令和3年10月1日から施行するものとする。

この運営規程は、令和5年2月1日から施行するものとする。

この運営規程は、令和5年3月1日から施行するものとする。

この運営規程は、令和5年8月16日から施行するものとする。

この運営規定は、令和6年4月1日から施行するものとする。

この運営規定は、令和6年5月16日から施行するものとする。

この運営規定は、令和6年10月16日から施行するものとする。